

# 特定非営利活動法人 らいむぎハウス 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人らいむぎハウスという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都羽村市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地域の子どもや若者を対象として、<sup>若</sup> 学習支援、相談支援、食事の支援、様々な体験活動ができる居場所を提供する事業を行うことによって、こどもや若者が自分らしく生きることができ、自身の将来に希望が持てるよう支援するとともに、地域の大人や関係機関と繋がりながら、こどもが安心して暮らせる温かな地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。<sup>暮</sup>

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前項の目的を達成するため、次の掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) こどもが自由に学習や遊びや様々な体験ができ、無料で食事もできる居場所を提供する事業
- (2) こどもの学習指導及び学習サポート事業
- (3) 特性を持ったこどもの自立を支援する事業
- (4) こどもや保護者からの要請に応じて相談を受ける事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) サポーター会員 この法人の目的に賛同し、継続的に活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が消滅したとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員数3分の2以上の議決により、これを除名できる。この場合、この会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならぬ。

4 法20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況の監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任

された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、職員を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任免する。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名

- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条について同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

（総会の招集）

第24条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知し

た事項とする。(ただし、議事が緊急を要する場合については、出席した正会員総数の3分の2以上の同意があった場合は議題とすることができます。)

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第50条第1項(定款の変更)の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

#### (事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議にかんする事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならぬ事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（1）総会の決議

（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（3）正会員の欠亡

（4）合併

（5）破産手続開始の決定

（6）所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 事務局

（事務局の設置等）

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免(任命)は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11条 雜則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする  
理事長 水嶋恵子  
副理事長 水野義裕  
副理事長 鈴木将史  
監事 印南修太
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人会員	2,000円
	団体会員	5,000円

(2) 年会費

正会員	個人会員	3,000円
	団体会員	10,000円
サポート会員	個人会員	1口 1,000円
	団体会員	1口 10,000円

## 役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 らいむぎハウス

### 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

### 2 役員一覧

	役名	(フリガナ) 氏名	報酬の有無	役職名等
1	理事	ミズシマ ケイコ 水嶋 恵子	無	理事長
2	理事	ミズノ ヨシヒロ 水野 義裕	無	副理事長
3	理事	スズキ マサシ 鈴木 將史	無	副理事長
4	監事	インナミ シュウタ 印南 修太	無	
5				
6				
7				
8				
9				
10				

## 令和7年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人 らいむぎハウス

## 1 事業実施の方針

令和7年度も前年に引き続きこどもたちの居場所づくりである事業、学習サポート事業、特性を持った子どもの自立を支援する事業、相談を受ける事業を継続して実施する。

なお、今年度より、相談を受ける事業の単独開催を中止し、居場所づくり事業開催日での開催とするが、個別相談に関しては、対象者の希望に応じて、随時行うこととする。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【8,346】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
こどもが自由に学習や遊び様々な体験ができる無料で食事もできる居場所を提供する事業	こどもたちが安心して自由に学習、遊び、工作、調理ができる居場所を提供する「リアルでらこや」事業。開催時間内は出入り自由。手作りの食事の提供も行う。また、外部講師による体験提供、ワークショップの開催も随時行う。配布できる食料品、日用品等があれば、おみやげとして配布する。	毎月第2土曜日午前中及び4月前毎水曜日から時14時半から時19時半生時まで	法人事務所	650人	羽村市内及び近隣自治体に住んでいる小学生から高校及びその保護者	1,000人	8246千円
子どもの学習指導及び学習サポート事業	学校在学中の不登校児や、高校、大学、専門学校への進学を目指しているこどもたちの学習をサポートする。羽村市市こども家庭センター等からも、家庭受け入れ依頼があれば応じ、無償にて学習指導を行う。	上記事業と並びに、対象者の要請に応じて随時実施	法人事務所並びに対象者に場所(ブルームゆぎ、自宅等)	5人	羽村市内及び近隣自治体に住んでいる小学生から高校並びに進学意志のあるこども	5人	0千円
特性を持つた子どもの自立を支援する事業	特別支援級やばたきクラス等、コミュニケーションに課題を持つこどもたちを対象に1泊2日のみお泊り会を実施する。みんなで遊び、勉強し、料理をし、お互いにコミュニケーションを取り、ボランティアの大人や高校生との共同生活を体験する。	8月予定	法人事務所	12人	居場所づくり事業へ参加の経験がある、持ったこどもたち	12人	100千円
子どもや保育士に応じて相談を受ける事業	対象者からの要請に応じて、社会福祉士や精神保健福祉士を中心に、日頃の悩み等を気軽に話せる場所を提供する。	毎月第2土曜日午前9時から12時、及び毎月第4水曜日から14時半、並びに対象者から要請に応じて随時	法人事務所並びに対象者に場所	5人	羽村市内及び近隣自治体に住むことのできる保育士や保護者	5人	0千円

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

## 令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 らいむぎハウス

## 1 事業実施の方針

令和8年度も前年に引き続き法人事務所にて子どもたちの居場所作り事業、学習サポート事業、特性を持った子どもの自立を支援する事業、相談を受ける事業を継続して行う。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 8,280 】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
こどもが自由に学習や遊び様々な体験でき、無料で食事もできる居場所を提供する事業	こどもたちに安心して学習や遊びや料理等ができる居場所を提供する「リアルでらこや」事業。開催時間内出入自由。手作りの食事も提供する。子どもたちは自由に学習、遊び、工作、調理ができる遊場師所とする。また、外部講師による体験提供、ワークショップの開催も随時行う。配布できる食料品、用品等があれば、おみやげとして配布する。	毎月第2土曜日午前中及び毎月第4水曜日から1時半(小学生は半まで)	法人事務所	650人	羽村市内及び近隣自治体でいる小学高生から高校生及び保護者	1,000人	8180 千円
子どもの学習指導及び学習サポート事業	学校在学中の不登校児や高校、大学、専門学校への進学を目指しているこどもたちの学習をサポートする。羽村市こども家庭センター等からも、受け入れ依頼があれば、応じて、無償にて学習指導を行う。	上記事業と同時並びに対象者からの要請に応じて随時実施	法人事務所並びに対象者に応じた場所(ブールろくホとモゆき者等)	5人	羽村市内及び近隣自治体でいる小学生から高校生並びに進学志向のあるこどもたち	5人	0 千円
特性を持つた立つたことを支援する事業	特別支援級やばたきクラス等、コミュニケーションに課題を持つこどもたちを対象に1泊2日のお泊り会を実施する。みんなで遊び、勉強し、料理をし、お互いにコミュニケーションを取り、ボランティアの大人や高校生と共同生活を体験する。	8月予定	法人事務所	10人	居場所事業へ経験がある、もどもた	10人	100 千円
子どもらじて保護者の要請に応じる事業	対象者からの要請に応じて、社会福祉士や精神保健福祉士を中心に、日頃の悩み等を気軽に話せる場所を提供する。	毎月第2土曜日午前9時から12時、及び毎月第4水曜日14時から19時半、対象者の要請に応じて随時	法人事務所並びに対象者に応じた場所	5人	羽村市内及び近隣自治体でいる子どもや保護者大人	5人	0 千円

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

## 令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 らいむぎハウス

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費		60,000	
正会員受取会費		36,000	
賛助会員受取会費		0	
入会金		24,000	
2 受取寄附金		130,000	
受取寄附金		130,000	
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等		720,000	
真如苑 多摩地市民活動公募助成		320,000	
羽村市 市民提案型協働事業		150,000	
オリックス宮内財団 2025下期“子ども食堂”応援プロジェクト		100,000	
むすびえ・こども食堂基金 2025年度春募集		150,000	
4 事業収益		30,000	
特性を持った子どもの自立を支援する事業		30,000	
5 その他の収益		11,000	
受取利息		1,000	
雑収入		10,000	
総 常 収 益 計		951,000	
(B) 総 常 費 用			
1 事業費			
(1) 人件費		78,000	
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		78,000	
(2) その他経費		756,680	
食材費		264,000	
外部講師謝礼金		70,000	
備品費		70,000	
消耗品費		70,000	
行事保険料		67,650	
会議運営費		50,000	
印刷費		40,000	
製本費		30,000	
子供工作費		35,000	
会場費		30,000	
リース料		28,000	
雜費		2,030	
事業費計		834,680	
2 管理費			
(1) 人件費		0	
役員報酬		0	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費		65,320	
会議運営費		20,000	
交際費		15,000	
研修・資料収集費		27,200	
雜費		3,120	
管理費計		65,320	
総 常 費 用 計		900,000	
当期 総 常 増 減 額 【A】 - 【B】 ... ①		51,000	
(C) 総 常 外 収 益			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
総 常 外 収 益 計		0	
(D) 総 常 外 費 用			
固定資産売却損		0	
災害損失		0	
過年度損益修正損		150,000	
総 常 外 費 用 計		150,000	
当期 総 常 外 増 減 額 【C】 - 【D】 ... ②		-150,000	
税引前 当期 正味財産増減額 ①+② ... ③		-99,000	
法人税、住民税及び事業税 ... ④		70,000	
設立時正味財産額 ... ⑤		292,999	
次期 総 正 味 財 産 額 ③-④+⑤		123,999	

## 令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 らいむぎハウス

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費		36,000	36,000
正会員受取会費		36,000	
賛助会員受取会費		0	
入会金		0	
2 受取寄附金		100,000	100,000
受取寄附金		100,000	
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等		880,000	880,000
こどもの未来応援基金		880,000	
4 事業収益		30,000	30,000
特性を持ったこどもの自立を支援する事業		30,000	
5 その他の収益		11,000	11,000
受取利息		1,000	
雑収入		10,000	
経常収益計		1,057,000	
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		78,000	78,000
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		78,000	
(2) その他経費		750,000	750,000
食材費		265,000	
外部講師謝礼金		40,000	
備品費		70,000	
消耗品費		85,000	
行事保険料		65,000	
会議運営費		20,000	
印刷費		30,000	
製本費		30,000	
子供工作費		25,000	
会場費		30,000	
リース料		50,000	
教材費		20,000	
雑費		20,000	
事業費計		828,000	
2 管理費			
(1) 人件費		0	0
役員報酬		0	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費		72,000	72,000
会議運営費		20,000	
交際費		15,000	
研修・資料収集費		30,000	
雑費		7,000	
管理費計		72,000	
経常費用計		900,000	
当期 経常 増減額 [A] - [B] . . . ①		157,000	
(C) 経常外収益			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
経常外収益計		0	
(D) 経常外費用			
固定資産売却損		0	
災害損失		0	
過年度損益修正損		0	
経常外費用計		0	
当期 経常外 増減額 [C] - [D] . . . ②		0	
税引前 当期 正味財産増減額 ①+② . . . ③		157,000	
法人税、住民税及び事業税 . . . ④		70,000	
前期繰越正味財産額 . . . ⑤		123,999	
次期 繰越正味財産額 ③-④+⑤		210,999	

## 特定非営利活動法人らいむぎハウス 設立趣旨書

私たちは、ここ羽村市で子育てをし、学校や教育の現場で働き、地域の一員としてこどもたちを見守ってきました。その中で、生まれ育った環境による教育格差、貧困問題、発達に特性をもつこどもの支援、不登校児の現状など、さまざまな課題に直面してきました。

羽村市では、不登校および不登校傾向にあるこどもたちが2026年1月末時点での小学生の1.6%にあたる178人が確認されており、中学生では7%まで数字が増えてしまいます。また、長期休み明けに登校してくるこどもたちの中には体重を落としてしまっている子もあり、理由を尋ねると、「置いていったお金でお菓子を買った」、「お母さんが帰ってくるまで台所を使うなどと言われた」などの声がありました。空腹を満たすだけの栄養バランスに欠けた食事や、保護者不在の食卓での食事が常態化しているこどもたちが一定数存在している姿が実際に確認され、こどもたちを取り巻く環境において、貧困とはまた違った形でのさまざまな課題が見えてきました。行政や公教育の支援が決して届くことがない、いわば「すき間」にいるこどもたちが数多く存在しています。

そのようなこどもたちと接している中で「今、こどもたちに何が必要で、私たちにできることは何か」を考えた結果、学校の内側ではなく、学校の外側からこどもたちを支援する必要性を痛切に感じ、「安心して過ごせる居場所づくり」と「無料の学習支援」、そして「大人と一緒に自炊する体験とみんなで一緒に食べる温かな食卓環境」を提供する事業を行うため、2021年7月に任意団体としての『らいむぎハウス』を設立しました。以来、毎月第2土曜日に小学生から高校生を対象とした自由に学習や遊んで過ごせる場所を提供し、併せてこども食堂を開催する『リアルてらこや』事業を継続的に開催しています。活動が5年目に入っている今、有り難いことに、平均で50人のこどもたち、そして大人のボランティアさんも40人が集う、みんなの居場所となっています。

私たちは、このような学校や家庭以外でも安心して過ごせる居場所を設けることで、信頼できる大人や仲間との会える場所を提供し、すべてのこどもたちが学びや体験の機会を得ることができ、人と人との繋がりの中で、自己肯定感を育めれば、との思いで活動を続けてきました。多くの地域の方々やボランティアの皆さんに支えられた活動を通じて、難しい環境に身を置いているこどもたちが少しずつ笑顔を取り戻し、「ここが自分の居場所だ」と、感じてくれている子どもたちも増えています。

昨年からは、中高生や不登校のこどもたちが安心して過ごせる場所として、毎月第4水曜日にも『リアルてらこや』事業を開催しています。こちらは会場として一軒家を丸々使用しており、より家庭的な雰囲気を味わってもらえるよう努めています。

また、夏休みには特別支援級や通級指導教室に通うこどもたち、コミュニケーションに課題を持つこどもたちを対象とした一泊二日のお泊り会を実施しており、こどもたちにはコミュニケーションの場を、高校生にはボランティア体験を通じた成長の場を提供しています。

こども食堂の調理に関しては、土曜、水曜共に、こどもたち自身で行う体験型こども食堂とし、「楽しみながら自立へ一步踏み出す」ことを大切にしています。

また、社会福祉士・精神保健福祉士などの資格と実務経験を持つスタッフもおり、日頃の悩み事などの個別相談にも対応しています。

活動の周知はポスターやSNS、そして参加者が新しい参加者を連れてくる“つながりの輪”によって広がっています。

大きな成果として、学校や家庭以外でも安心して過ごせる「第三の居場所」を確立できたことが挙げられます。さらに、参加していたこどもが学生ボランティアへと成長したり、不登校だった子が、教師を夢見て大学進学を果たしたりするなど、こどもたちの成長が見られます。

また、大人のボランティアもそれぞれがやりがいを持ち、こどもも大人も自分の居場所を感じられる点は、私たちの活動の大きな成果です。今年度から正式に羽村市様からの後援もいただくことになり、行政や

企業、他団体との繋がりも広がり始めています。

このように、熱意とこどもへの思いを持って活動を続けてきましたが、任意団体である限り、経済的な課題や社会的信用の確立が難しい部分もあります。また、活動は主に寺院の一部をお借りして行っていますが、宗教活動の一環として誤解されるケースもありました。法人化することによって、より多様な価値観を持つ方々にも安心してご参加してもらえるようになると考えております。

この活動を持続し、地域からの信頼を得るためにも、特定非営利活動法人（NPO法人）として社会的信用と運営基盤を確立することが必要だと判断しました。法人化によって、参加者・保護者・地域住民・ボランティア・行政・企業など、関わるすべての人がより安心して関われる公正な団体となることを目指します。

そこで私たちは、特定非営利活動法人（NPO法人）らいむぎハウスを設立することを決意いたしました。

今後は法人格を得ることで、助成金や寄附金の活用、行政や教育機関との連携を強化し、より多くのこどもたちに安全で温かな居場所を届けてまいります。

ここ羽村市から、地域の誰もがこどもを支える一員となり、「共に育ち、共に生きる社会」の実現を目指します。

#### 申請に至るまでの経過

- 令和3年 7月 任意団体「らいむぎハウス」発足
- 令和3年 8月 無償学習支援、居場所作り、こども食堂である第1回「リアルてらこや」事業実施以後、毎月第2土曜日に開催へ。
- 令和4年 8月 夏休みスペシャル初開催。平日3日間の連続開催。以後、毎年開催。
- 令和4年 11月 保護者の語らいの場として「くれよんの会」初開催。以後、毎月1~2回開催。
- 令和6年 4月 NPO法人化を有志メンバーに提案し、内諾を得る。
- 令和6年 5月 平日「リアルてらこや」初開催。以後、毎月第4水曜日開催へ。
- 令和6年 8月 夏休みスペシャル開催時に、「バザールらいむぎ」を初開催。
- 令和6年 8月 宿泊事業初開催。コミュニケーションに課題を持つ子たちによるお泊り会。以後、毎年夏休みに開催。
- 令和7年 4月 NPO法人化した場合の会員メンバーを決定。
- 令和7年 4月 「くれよんの会」を保護者に限らず、全ての悩みを持つ人の語らい、相談の場へ。「リアルてらこや」開催時の同時開催に変更。
- 令和7年 6月 特定非営利活動法人らいむぎハウスの設立総会開催  
令和7年 6月 21日

設立代表者

氏名 水嶋 恵子